鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱

第1 指定管理者の基本的事項

- 1 指定管理者が行う業務
 - (1) 指定管理者制度の導入は、民間の有するノウハウの活用によるサービスの向上と、公の施設(以下「施設」という。)の管理経費の縮減を目的としており、指定管理者は制度の趣旨をふまえ、施設の管理運営に努めなければならない。
 - (2) 指定管理者が行う業務の範囲は、それぞれの施設の設置及び管理に関する条例に 定めるところによる。
 - (3) (2)に定めるもののほか指定管理者が行う業務については、施設の管理にとどまらず、施設の修繕、機器の更新、イベント等の企画運営等も含め、施設サービスの向上及び利用促進に効果的と認められる場合は、飲食物又は物品の販売、展示等についても、施設として不適切と認められる場合を除き、原則として認めるものとする。
 - (4) 施設の利用料金は、公益上必要があると認める場合を除き、それぞれの施設の設置及び管理に関する条例で定めるところにより、市の承認を得て指定管理者が定めるものとする。
 - (5) 施設の使用又は利用(以下「使用等」という。)の許可については、法令により制限されている場合を除き、原則として指定管理者に行わせるものとする。
- 2 市が行う業務
 - (1) 基本的な使用等の条件の設定
 - (2) 目的外使用の許可
 - (3) 使用料未納者に対する督促、滞納処分等
 - (4) 施設の使用等に係る不服申立て
 - (5) その他指定管理者に行わせることが不適当な業務

第2 施設の管理及び業務の運営に関する具体的事項

- 1 施設の管理に関する事項
- (1) 施設管理業務における市と指定管理者の業務分担

市と指定管理者との施設の管理に係る責任については、概ね次のとおりとするが、指定管理者はこれらの責任を担保するため、民間損害保険会社の保険に加入することが望ましい。

- ア 市において措置するもの
 - (ア) 施設の構造の改良、大規模改修
 - (イ) 火災保険への加入
- イ 指定管理者において措置するもの
 - (ア) 施設の管理上の瑕疵による設備の損傷
 - (4) 施設等の管理上の瑕疵及び個人情報の漏洩等による利用者等への損害賠償
 - (ウ) 施設の小修繕(施設の種類、規模、状態等に応じ、募集の際に施設ごとに対象及び金額を定める。)
- ウ 両者の協議により措置するもの
 - (ア) 設備の損傷(事故、火災等)
 - (イ) 利用者等への損害賠償(管理上の瑕疵によらないものに限る。)
- (2) 緊急事態発生時の施設管理

災害等の発生時には施設が避難場所となる場合があり、このような場合には施設を市の管理下に置くことがある。

(3) 施設の管理に要する光熱水費等

電気、ガス、水道等の施設の維持管理に要する光熱水費等は、指定管理者が業者と

契約し、支払いを行う。

(4) 施設の備品

施設備付けの備品については、市と備品管理契約を取り交わすものとする。なお、 市が支出した指定管理料で購入した備品のうち、1万円以上のものは市に帰属する ものとし、市の備品台帳に登録する。

- 2 業務の運営に関する事項
 - (1) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、清掃や警備などの個々の具体的業務について第三者に委託することはできるが、指定管理者が行う業務すべてを再委託することはできない。

(2) 施設の使用等の許可等に係る基準

指定管理者が施設の使用等の許可若しくは許可の取消し又は利用料金の減免若しくは返還を行う場合には、あらかじめ基準を策定し、市の承認を受けなければならない。

(3) 施設の開館時間、休館日

利用者のサービスの向上に寄与する場合は、施設の開館時間又は休館日の提案を受けるものとする。

(4) 職員の雇用

指定管理者として新たに指定された者は、従前より施設管理を行ってきた団体の職員を引き続き雇用するよう、最大限努力するものとする。なお、職員の大半を派遣社員で対応する等の施設の管理責任が曖昧となるような運営は認められない。

(5) 職員の退職手当

退職金制度を有しない場合には、独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う中小 企業退職金共済制度に加入すること。

(6) 利用料金の取扱い

施設の利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(7) 使用料の取扱い

施設に利用料金制を採用しない場合の使用料(施設の目的外使用に係るものを除く。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第158条第1項の規定により、指定管理者に徴収又は収納の事務を委託する。

⑻ 指定期間中における利用料金

利用料金については、基本協定で定める。ただし、市では概ね3年を目途に料金を見直すこととしていることから、指定期間の開始から $1 \sim 2$ 年目に利用料金が変更されることもある。

(9) 利用料金の減免に伴う補てん

施設の利用料金の減免に基づく減収分に対する補てんは行わない。

(10) 指定管理料の支払い

指定管理料の支払いは、原則として四半期を経過した後に支払うこととする。ただし、施設運営の実態に応じ、変更することができる。

(11) 利用者の満足度調査

施設管理の評価の一環として、指定管理者は利用者の満足度の調査を市の指示に 基づいて行わなければならない。

3 指定管理の事業報告

指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次の事項に関し事業報告書を作成し、市 長又は教育委員会(以下「市長等」という。)に提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況

- (2) 施設の利用状況(利用者数、利用拒否等の件数、理由等)
- (3) 利用料金収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況
- (5) 利用者の満足度調査の結果
- (6) その他施設管理の実態を把握するために必要な事項

なお、事業報告書に併せて、当該指定管理者が引き続き安定的な運営能力を有するかどうかを確認するため、必要に応じ指定管理者の財務状況等を確認する書類の提出を求めることがある。

4 監査委員による監査

監査委員は、法第199条第7項の規定により、必要と認めるとき又は市長が要求 するときは、指定管理施設の出納その他の事務について、監査を行う。

- 5 外部監査契約に基づく監査
 - (1) 包括外部監査人による監査

包括外部監査人は、鳥取市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成29年条例36号。以下、「外部監査条例」という。)第2条の規定により、必要と認めるときは、指定管理施設の出納その他の事務について、監査を行う。

(2) 個別外部監査人による監査

個別外部監査人は、外部監査条例第3条の規定により、市長が要求するときは、指 定管理施設の出納その他の事務について、監査を行う。

第3 指定管理者の公募

1 公募の方法

公募の方法は、募集要項、業務仕様書その他関係資料を作成し、市ホームページ及び 市報への掲載並びに報道機関を通じた情報提供などにより、広く市民や事業者への周 知を図るものとする。

また、可能な限り業務説明会、施設説明会等を開催し、施設の状況等についても広く周知するものとする。

2 応募資格

応募資格は、次に掲げる事項のほか、施設ごとに定める。

- (1) 団体又は複数の団体で構成されたグループであること。
- (2) 団体又はその代表者が次のアからコまでに掲げる要件のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 令第167条の4第2項(令第167条の11において準用する場合を含む。) の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 応募しようとする施設について、法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から2年を経過しない者、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不適当と認められる事情により、指定管理者候補者として失格とされた日から2年を経過しない者又は指定管理者に応募したが、著しく不適当と認められる事情により失格とされた日から2年を経過しない者
 - オ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及びその統制下にある団体又は構成員
 - カ 禁固以上の刑の執行を終了し、又は執行を受けることがなくなってから2年を 経過していない者
 - キ 鳥取市税を滞納している者

- ク 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及びその信者を教化育成することを目的 とする団体
- ケ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体
- コ 鳥取市議会の議員、市長、副市長、教育長、会計管理者、指定管理者候補者の選定の決定に関与する市の職員並びに法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)が会長、副会長、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる常勤の役員に就任している法人その他の団体
- (3) 施設の管理運営能力を有する者
- 3 公募の期間

指定管理者の募集は、原則として1月以上の期間を置くものとする。

4 募集要項・業務仕様書

募集要項・業務仕様書の標準的な書式は別に定める。公募施設の募集要項・業務仕様 書は、その施設の公募期間中に配布するものとする。

5 複数の施設の公募

効率的な管理とサービスの向上、経費の縮減を図るため、グループ化が可能な施設は、まとめて公募するものとする。グループ化の基準は、以下のとおりとする。

- (1) 同種類又は類似の施設
- (2) 隣接又は近接する施設
- (3) 一棟の建物の中に設置された複数の施設
- 6 公募の特例

施設の新設及び大規模改修等にあっては、施設整備を効率的に実施するため、あら かじめ当該施設の指定管理を希望する団体との協議に基づいて整備を行うことがある。

第4 公募によらない指定管理者候補者の選定

- 1 指定管理者の導入に当たっては公募が原則であるが、次に掲げる要件のいずれかに 該当する施設であって、公募になじまないと認められるものにあっては、公募によら ないで指定管理者候補者の選定をすることができる。
 - (1) 専ら特定の地域自治会等により利用される施設であって、当該地域の住民や利用者団体等その施設の主な利用者で構成する団体等が指定管理者となることを希望する施設
 - (2) 特に専門的な事業を行い、事業に係るノウハウや人材のネットワークが、相当程度蓄積されている施設
 - (3) 福祉施設等であって、職員の頻繁な交代が適当でないもの
 - (4) 高度な個人情報の保護が必要と認められる施設
 - ⑸ 施設が所在する地域の人材を活用する施設
 - (6) PFI事業者が指定管理者となることを希望する施設
 - (7) 市民との協働に基づいて施設の管理運営が行われている施設
 - (8) その他市長等が公募によらないで指定管理者候補者を選定することを適当と認めた施設
- 2 公募によらないで指定管理者候補者の選定を行う場合の当該指定管理者候補者の資格 については、第3の2を準用する。

第5 協定

- 1 市と指定管理者との協定は、指定期間の全期間を対象とする基本協定と当該指定期間の各年度の年度協定とに分けて締結することができる。
- 2 協定書の標準的な書式は別に定める。

第6 指定の期間

指定期間は原則として3年間から5年間までとし、年次的な経営戦略に基づく活動の蓄積を必要とする施設については最長10年間とする。ただし、他施設との指定期間の調整等により、必要があると認めるときはこの限りでない。

第7 指定管理料の算定

- 1 市が算定する指定管理料
 - 次の事項を参考として、必要最小限の指定管理料を算定する。
 - (1) 想定する職員の配置
 - (2) 想定する職員の人件費

原則として、算定時の直近の県の人事委員会が毎年調査している民間給与調査(企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象とするもの)及び調理師等一部職種については、厚生労働省が毎年調査している賃金構造基本統計調査に基づき算定するものとする。

なお、複数の施設をまとめて指定管理者を指定する場合においては、施設の全体 について算定する。

- (3) 光熱水費の実績
- (4) 施設利用者数の実績
- (5) 施設が提供するサービスに関する資料
- (6) 備品の状況
- (7) 施設の構造、配置等
- (8) その他算定に当たり必要と認められる事項
- 2 応募者が算定する指定管理料

指定管理者に応募しようとする者は、市が算定する指定管理料の範囲内で、提示された資料をもとに自ら算定し、市に提案するものとする。

第8 指定管理者候補者の選定

- 1 指定管理者候補者の選定は、市の各部等に設ける選考委員会の選考を経て、市長等 が行う。
- 2 選考委員会の設置及び審査の基準については、別に定める。
- 3 選考委員会には6名の委員を置き、公正な選考を行うとともに、うち4名は専門的な評価を行うため市の職員以外の者を委員とし、4名のうち1名は企業経理に専門的知識を有する者、他の3名は有識者及び利用者代表等とする。
- 4 選考委員会は、選考終了後において選考報告書を作成し、市長等に報告するものと する。
- 5 選考委員会の選考の結果、指定管理者候補者として適当な団体がないとき又は指定 管理者候補者が失格となったときは、市長等は、再公募を行うことができるものとす る。この場合において、再公募をしてもなお指定管理者候補者として適当な団体がな いときは、市長等は、公募によらないで指定管理者候者を選定することができるもの とする。
- 6 PFI事業により別に設置する委員会で選考することとなった場合、本委員会は開催しない。
- 7 指定管理者候補者の選定については、可能な限り情報の公開に努めるものとする。
- 8 選定結果の公表の手続等については、別に定める。

第9 指定管理者に対する指導・指示

指定管理者に対して、市長等は、施設管理の業務又は経理の状況について、適宜報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

第10 不正を行った者等に対する措置

市長等は、指定管理者候補者又は応募者に、応募、選考その他指定管理者の指定までの

手続に関し不正があったとき又は著しく不適当な事情があると認めたときは、指定管理者の指定の議決前にあっては選考委員会の意見を聴き、その取扱いについて決定するものとし、指定管理者の指定の議決後にあっては指定管理者候補者の指定を行わないものとする。

第11 指定の取消し又は指定管理業務の停止

- 1 市長等は、指定管理者が第9の指示等に従わないとき、指定管理者にその指定までの 手続に関し不正があったとき、指定管理者に著しく不適当な事情があったと認めたと き、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、 指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずる ことができる。
- 2 指定管理者の責めにより1の措置が行われたことにより、指定管理者に損害が生じても、市は、営業補償、逸失利益等の損害を賠償しない。
- 3 1 の措置が行われた際、現に指定管理者が市に対して損害賠償責任を負っている場合は、指定管理者は引き続き市に対し損害賠償の責めを負う。

第12 指定管理者の指定に係る基本スケジュール

指定管理者制度に係る手続及び基本スケジュールについては、次のとおりとする。

- (1) 施設の設置及び管理条例の制定又は改正
- (2) 指定管理者の募集(募集期間は1か月とする)
- (3) 指定管理者選考委員会による選考(公募締切より概ね2週間以内)
- (4) 指定管理者候補者の選定(選考委員会による報告があってから概ね10日以内)
- (5) 指定管理者の指定の議決
- (6) 指定管理者指定の通知、告示
- (7) 指定管理者との基本協定の締結
- (8) 指定管理者移行施設の市民への情報提供
- (9) 指定管理者との年度協定の締結
- (10) 指定管理者による管理の開始

附則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に指定管理者の公募又は公募によらない選定がなされる ものから適用し、同日前に指定管理者の公募又は公募によらない選定がなされたものについ ては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は平成31年2月12日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和4年4月1日から施行する。 附 則

(施行期日)

この要綱は令和5年4月1日から施行する。